福祉医療費助成制度に関する研究会設置要綱（新旧対照表）（案）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （庶務）  第5条　研究会の庶務は、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。 | （庶務）  第5条　研究会の庶務は、大阪府福祉部国民健康保険課において行う。 |
| （別紙）  名簿（令和元年度）《省略》 | （別紙）  名簿（平成27年度）《省略》 |